

研究ノート

ロシアの保険法

道廣泰倫*1

キーワード：新制ロシア、保険、経済生活の安定、社会福祉の補充

1 はじめに

私は、先に、1973年から7年間にわたって大学の紀要でソビエトの保険法について著わした。それは、ソビエトの保険法がいかにかに社会主義を表現しているかを究明するものであった。ところが、15の共和国から成っていたソ連邦は、1986年からゴルバチョフの進めたペレストロイカを経て、1991年についに崩壊してしまった。ロシア共和国は新制ロシアとして資本主義国となり、私の社会主義の本質を究明するためのソビエト保険法の研究は、半ばで頓挫してしまった。

旧ソ連邦時代の保険法は、1961年12月8日に旧ソ連邦最高会議によって採択された「ソ連邦及びソ連邦構成共和国の民法の基礎」（以後、旧ソ連邦民法の基礎と略称）の第10章に定められていた。そこには、わずか5か条のみが置かれていた。続いて1964年に制定されたロシア共和国民法の第33章にも、旧ソ連邦の民法の基礎とまったく同じ規定が5か条置かれていた。

ソ連邦崩壊後は、1996年に制定されたロシア連邦民法が、その第48章に「保険」のタイトルのもとに、第927条から第970条まで44か条も置いている。拙稿では、Комментарий к Гражданскому кодексу Российской Федерации（「ロシア連邦民法のコメントール」サディコフ指導,1998）の保険の部分の条文とそのコメントを翻訳した上で、私のコメントも付加しながら、現行ロシア保険法が旧ソ連邦保険法といかにかに違っているかを少しばかり記すことにしたい。

なお、文中のゴシックの小見出しは、私の都合で付したものである。

2 保険の種類

（1）第927条 任意保険および強制保険

① 保険は、市民又は法人（保険契約者）と保険機関（保険者）とにより締結される物保険又は人保険の契約に基づいて実施される。

人保険の契約は公開の契約である（426条）。

② 法律により、その中で指定された者に、保険契約者として、自己の費用又は関係者の費用で、他人の生命、健康若しくは財産又は他人に対する自己の民事責任に保険をかける義務が負わされている場合に（強制保険）、保険は、本章の諸規定に従い、契約の締結の方法で実施される。保険契約者により申し出られた条件での保険契約の締結は、保険者の義務ではない。

③ 法律により、関係予算から供与される資金での市民の生命、健康及び財産の強制保険の場合が、定められうる（強制国営保険）。

コメント

ロシア連邦民法はその保険法の最初の条文第927条に任意保険と強制保険の規定を置いているが、旧ソ連邦の民法の基礎も、その第10章「保険」の最初の条文第78条に「国家保険は強制保険及び任意保険の形態で実施される。」と定めていた。そして、続く第79条で、「法律で指定された財産は、法律で定められた条件で強制保険をすることを要する。」と定められていた。

ロシア連邦民法第927条は、さらに、その1項で、保険は、それぞれ物保険と人保険として実施される旨定めている。^{註1}

*1 山口福祉文化大学 非常勤講師

3 強制保険

(1) 第 935 条 強制保険

- ① 法律により、その中で指定された者に、次のものを保険する義務が負わされうる。
人の生命、健康又は財産への加害に備えて、法律に定められた他人の生命、健康又は財産。
他人の生命、健康若しくは財産への加害の結果、又は、他人との契約の違反の結果もたらすかもしれない自己の民事責任のリスク。
- ② 自己の生命又は健康を保険する義務は、法律により市民に負わされえない。
- ③ 法律により定められた場合に、又は、法律により確立された手続きで、会計事務又は業務管理で、国又は地方自治体の所有物である財産を所持する法人に、この財産を保険する義務が負わされうる。
- ④ 保険義務が、法律から生ずるのではなく、財産の保険義務を含めて、契約に——財産の所有者との契約に、又は、財産の所有者である法人の設立文書に——基づく場合には、かような保険は本条の意味での強制でなく、本法第 937 条により定められた結果をもたらさない。

コメント

旧ソ連邦民法の基礎第 79 条は、「法律で指定された財産は、法律で定められた条件で強制保険をすることを要する。」と強制物保険のみを定め、「強制人保険の種類は、ソ連邦の法令に」委ねられていた。

ここで特筆すべきことは、民事責任保険が定められていることである。旧ソ連邦民法の基礎は民事責任保険の規定を置いていなかったが、1960 年の初頭から保険（法）学者たちによって、ふえてきた自動車事故による民事責任保険の必要性が力説されていた。民事責任保険に対して消極説もあったが、大方は、将来は、責任保険を強制保険で実施すべきことを、そのアウトラインを示して主張したのである。^{註2}

(2) 第 936 条 強制保険の実施

- ① 強制保険は、かような保険の義務を負わされて

いる者（保険契約者）と保険者とによる保険契約の締結の方法で実施される。

- ② 強制保険は、法律で定められている場合に乗客の費用で実施されうる強制乗客保険を除き、保険契約者の費用で実施される。

- ③ 強制保険をすることを要する目的物、その目的物が保険されなければならないリスク、及び、保険金額の最小限の額は、法律により決められるが、本法第 935 条 3 項により定められている場合には、法律により、又は、法律により定められた手続きで決められる。

コメント

条文の中に強制乗客保険の文言が見られるが、それは、旧ソ連邦時代にも存在したもので、現行ロシア保険法にも引き継がれている（現在、1992 年 7 月 7 日のロシア大統領令「乗客の強制人保険について」によって実施されている）。

旧ソ連邦財務省によって承認された 1960 年 9 月 22 日の強制乗客保険規則によれば、乗客は、列車、汽船、自動車または飛行機に乗る申出の時から保険されたものとみなされ、保険料は切符の販売の際に徴収された。それは、なかなか社会主義らしい保険であった。

^{註3}

(3) 第 937 条 強制保険に関する規則の違反

- ① 自己のために法律により強制保険が実施されなければならない者は、もしその者が保険が実施されていないことを知っているならば、保険義務を負わされている者によるその実施を裁判で請求する権利を有する。

- ② もし保険義務を負わされている者が、保険を実施しなかったか、又は、法律により定められた条件と比較して受益者の状態を悪化させる条件で保険契約を締結したならば、その者は、保険事故の発生の際に、適当な保険の際に保険金が支払われるのと同じ条件で、受益者に対して責任を負う。

- ③ 保険義務を負わされている者が、この義務を履行しなかったか、又は、それを不適當に履行した結果、

その者により理由なく保持された金額は、本法第 395 条に従い、国営保険監督機関の訴訟により、この金額に利息を加算して、ロシア連邦の所得の中に徴収される。

コメント

法律により保険契約を締結すべき義務を負った者が、その義務を履行しなかった場合、または、その義務を不適当なやり方で履行した場合には、その者は、保険事故の発生の際に、保険金（保険金額）を自ら支払うことを強制される。もしより悪い条件で保険契約が締結されたならば、違反者は、適法な条件で締結された場合に受益者に支払われる保険金（保険金額）との間の差額を支払わされる。

なお、条文の中の「受益者」とは保険金を受け取る者のことである。^{註4}

（4）第 969 条 強制国営保険

① 市民の社会的利益及び国家の利益の保障のために、法律により、一定範疇の国家公務員の生命、健康及び財産の強制保険が確立されうる。

強制国営保険は、この目的のために関係予算から内閣及びその他の連邦行政機関（保険契約者）に分配される資金で実施される。

② 強制国営保険は、かような保険に関する法律及びその他の法令に基づき、これらの法令で指示された国営保険機関若しくはその他の国家機関（保険者）により、又は、これらの法令に従い保険者と保険契約者により締結される保険契約に基づき、直接に実施される。

③ 強制国営保険は、かような保険に関する法律及びその他の法令により定められた額で、保険者により支払われる。

④ 本章により定められた規定は、もし別段のことが、かような保険に関する法律及びその他の法令により定められてなく、かつ、保険のしかるべき見解の本質から出て来なければ、強制国営保険に適用される。

コメント

強制国営保険は、国家公務員の保険を目的としている。国家公務員とは、「国家職務の基本に関する法律」第 3 条 1 項に従い、国家職務の義務を履行するロシア連邦の市民ことであるが、1 項の国家公務員は、もっと広い範囲の人と解されている。

保険契約者は内閣およびその他の連邦行政機関である。それが納付する保険料資金は、関係予算から分配される。保険者は、国によって設立された保険機関や普通の保険機関である。強制国営保険は、法律と法令に基づくか、あるいは、保険契約者と保険者との間の契約の締結の方法で実施される。^{註5}

旧ソ連邦時代の保険はすべて国営保険であったが、現行ロシア保険法ではこの規定のみとなった。

4 物保険及び人保険

（1）第 928 条 保険が許されない利益

① 違法な利益の保険は許されない。

② 競技、富くじ及び賭けへの参加による損害の保険は許されない。

③ 人が人質の解放のために強要されるかもしれない費用の保険は許されない。

④ 本条 1 項ないし 3 項に反する保険契約の条項は、無効である。

コメント

第 928 条は、物保険に必要な被保険利益について定める。被保険利益は、保険契約者が保険事故の発生の結果被る損害である。物の所有者、物の借主、物の質権者等は、物に対して被保険利益を有する。被保険利益の存在しない物の保険契約は無効となる。保険金額が被保険利益を超える部分も無効である。

被保険利益は適法な利益でなければならないし、また、確実な利益であることが必要である。2 項はその例をあげている。^{註6}

（2）第 929 条 物保険契約

① 物保険契約により、一方（保険者）は、契約に

より決められた支払い（保険料）に対して、契約で定められた出来事（保険事故）の発生の際に、他方（保険契約者）又はその者のために契約が締結されたその他の者（受益者）に、この出来事の結果起きた被保険財産における損害又は保険契約者のその他の財産的利益と関連した損害を、契約により定められた金額（保険金額）の範囲内で補償する（保険金を支払う）義務を負う。

② 物保険契約により、とくに、次の財産的利益が保険されうる。

一 一定の財産の紛失（滅失）、不足又は毀損のリスク。

二 他人の生命、健康又は財産への加害の結果生じた債務及び法律により定められた場合に生じた債務による責任のリスク、並びに、契約による責任のリスク——民事責任のリスク。

三 期待される収入の得られないことのリスクを含め、企業家の取引先による自己の義務の違反、又は、企業家によらない諸事情によるこの経営条件の変動を原因とする、企業家の経営からの損害のリスク——企業家のリスク。

コメント

第 929 条 1 項は物保険契約を定義したものである。2 項は物保険契約で保険しうるものを例示的に列挙し、その他の保険の目的を契約当事者に契約で定めることを許している。^{註7} 2 項 3 号の企業家のリスクの物保険は、旧ソ連邦の民法の基礎には存在しなかったユニークな物保険である。

（3）第 930 条 物保険

① 財産は、この財産の保持に法律、その他の法令又は契約に基づく利益を有する者（保険契約者又は受益者）のために、保険契約により保険されうる。

② 保険契約者又は受益者に被保険財産の保持の利益がないときに締結される財産の保険契約は、無効である。

③ 受益者のための物保険契約は、受益者の名又は

名称の指示なしに締結されうる（「誰かに支払われるべき」保険）。

かような契約の締結の際には、保険契約者に無記名の保険証書が交付される。かような契約による権利の保険契約者又は受益者による実行の際には、この証書の保険者への呈示が必要である。

コメント

第 930 条 3 項は、受益者を指定しないで物保険契約を締結することができることを定めている。ここでいう受益者は、物保険においては、わが国の損害保険の被保険者に当たる。このような物保険契約が締結された場合には、保険契約者に無記名の保険証書が交付され、この証書を保険者に呈示する者が実際に受益者となる。^{註8}

（4）第 949 条 不十分な物保険

もし財産又は企業家リスクの保険契約で保険金額が保険価額よりも少なく定められるならば、保険者は、保険事故の発生の際に、保険契約者（受益者）の被った損害の一部を、保険価額に対する保険金額の割合に比例して、保険契約者（受益者）に補償する義務を負う。

契約により保険金のより高い額が定められうるが、保険価額を超えてはならない。

コメント

旧ソ連邦時代の市民財産の保険では、市民の家財と運送手段の保険において、保険価額の範囲内で損害の大きさでの保険金の支払いを定める第一リスクの制度が採用されていた。第 949 条は任意規定であるので、保険契約によって第一リスクの制度が定められれば、それが適用されることになる。^{註9}

（5）第 950 条 追加の物保険

① 財産又は企業家リスクが保険価額の一部でのみ保険された場合に、保険契約者（受益者）は、別の保険者も含めて、全保険契約の総保険金額が保険価額を超えないように、追加の保険を行う権利を有する。

② 本条 1 項の規定の不遵守は、本法第 951 条 4 項

に定められた結果をもたらす。

コメント

追加の物保険の必要性が、契約締結後の財産の実際の価格の値上がりや財産の増加の時に起こる。このような時に、保険契約者又は受益者は、比例制度または第一リスクの制度により、財産または企業家リスクの追加保険をする権利を有する。この時、別の保険者を参加させることが可能である。^{註10}

(6) 第951条 保険価額を超過した保険

① もし財産又は企業家リスクの保険契約で指定された保険金額が保険価額を超過するならば、契約は、保険価額を超過する保険金額の部分で無効である。

支払われた保険料の余分は、この場合、返還を要しない。

② もし保険契約に従い、保険料が分割払いで払い込まれ、本条1項で示された事態の確認の時までにそれが全額払い込まれていないならば、残りの保険払込金は、保険金額の額の減少に比例して減じられた額で支払われなければならない。

③ もし保険契約での保険金額の過大の見積もりが保険契約者の側からの詐欺の結果であったならば、保険者は、契約の無効認定を請求する権利、及び、このことにより保険者にもたらされた損害の賠償を保険契約者から保険者の受け取った保険料を超過する額で請求する権利を有する。

④ 本条1～3項に定められた規定は、保険金額が、二人又は数人の保険者のもとでの同一の目的物の保険(二重保険)の結果、保険価額を超過した場合にも、それぞれ適用される。

保険者の各々によりこの場合に支払いを要する保険金の金額は、関係保険契約の最初の保険金額の減額に比例して減じられる。

コメント

物保険における保険価額に対する保険金額の超過は、ロシア民法第952条の場合を除き許されない。

保険金額を保険価額より高くしすぎたことについて

て保険契約者に故意の責任があれば、ロシア民法第166条に従い、保険契約は、保険者の申請による裁判所によって無効と認定される。この結果、支払われた保険料の返還は認められない上、保険契約者は支払った保険料を超える保険者の損害を賠償する義務を負う。

第951条4項は、二重保険の方法で保険契約者または受益者を富ますことを、ロシア民法第1102条に従い禁止している。^{註11}

(7) 第952条 様ざまの保険リスクの物保険

① 財産及び企業家リスクは、様ざまの保険リスクから、一つの保険契約によっても、様ざまの保険者との契約を含む個別の保険契約によっても保険されうる。

これらの場合には、保険価額に対する全契約の総保険金額の大きさの超過が許される。

② もし本条1項に従い締結された2個又は数個の契約から、同一の保険事故発生の同一の結果に対して保険金を支払う保険者達の義務が生ずるならば、かような契約に対して関係部分で本法第951条4項に定められた規定が適用される。

コメント

完成途上にある商品が滅失すると、その商品自体の損害のほか、その商品を売買することによって得られる収入をも失ってしまう。そこで、一つの契約によって財産と企業家リスクを同時に保険(いわゆるパック保険)することが認められている。これらのリスクは、一人または数人の保険者との個別の契約によっても保険されうる。^{註12}

(8) 第966条 物保険に関する請求の訴訟有効期間
物保険契約から生ずる請求の訴訟は、2年の間に提起することができる。

コメント

第966条は、保険料や保険金の支払いに関する請求など、保険の法律関係から生ずるすべての争いに適用される。訴訟有効期間は保険事故発生の日から始まる。

註¹³

(9) 第 931 条 加害に対する責任の保険

① 他人の生命、健康又は財産への加害の結果生ずる債務による責任リスクの保険契約により、保険契約者自身又はかような責任を負わせられるかもしれないその他の者の責任リスクが保険されうる。

② 加害に対する責任リスクが保険される者は、保険契約で指定されなければならない。もしこの者が契約で指定されないならば、保険契約者自身の責任リスクが保険されたものとみなさる。

③ 加害に対する責任リスクの保険契約は、たとえ契約が保険契約者若しくは加害に対して責任を負うその他の者のために締結されたとしても、又は、契約で誰のために契約が結ばれたか述べられていなかったとしても、損害が引き起こされるかもしれない者（受益者）のために締結されたものとみなされる。

④ 加害に対する責任がその保険が強制的であるために保険されている場合に、そして、又、かような責任の保険の法律又は契約により定められたその他の場合には、その者のために保険契約が締結されたものとみなされる者は、直接に、保険者に保険金額の範囲内で損害補償に関する請求をする権利を有する。

コメント

第 931 条に定められた保険は物保険の一種である。1 項は故意・過失と関係なく損害を引き起こした者の責任が保険されうることを定めている。すなわち、生命または健康への加害については、故意の場合を除外していない。しかし、財産への加害については、契約当事者が、故意・過失のない責任のみを保険するか、または、故意・過失のある責任を保険するかは、自由であるとされている。

3 項は、誰が受益者として契約で指名されても、受益者は常に被害者のみであると定めているのであるが、4 項は、被害者でなくても、保険が強制保険である場合、そして、法律または契約で定められている場合には、その者のために保険契約が締結されたものとみなされ

る者は、直接に、保険者に保険金を請求しうる旨を定めている。^{註¹⁴}

(10) 第 932 条 契約による責任の保険

① 契約違反に対する責任リスクの保険は、法律により定められた場合に許される。

② 契約違反に対する責任リスクの保険契約により、保険契約者自身の責任リスクのみが保険されうる。この規定に合致しない保険契約は無効である。

③ 契約違反に対する責任リスクはたとえ保険契約が他の者のために締結されたとしても、又は、誰のために契約が締結されたのか契約の中で述べられていなかったとしても、この契約の条項により保険契約者がしかるべき責任を負わなければならない当事者——受益者——のために、保険されたものとみなされる。

コメント

第 932 条の保険は物保険の変種である。第 931 条 1 項の規定と異なり、第 932 条 2 項は、保険契約者のみの契約責任の保険を許している。したがって、債権者は、自己の債務者の責任に保険をかけることはできない。

第 932 条 3 項により、保険契約で受益者として指名された者とは関係なく、保険契約者が責任を負う者のみが、常に受益者となる。^{註¹⁵}

(11) 第 933 条 企業家リスクの保険

企業家リスクの保険契約により、保険契約者自身のみの企業家リスクが、保険契約者のためにのみ保険されうる。

保険契約者でない者の企業家リスクの保険契約は、無効である。

保険契約者でない者のための企業家リスクの保険契約は、保険契約者のために締結されたものとみなされる。

コメント

第 933 条の保険も物保険の変種である。第 932 条では債権者は債務者の責任を保険することはできないが、第 933 条では、債権者が企業家であれば保険契約者と

して債務者の責任を保険することができる。したがって、企業家でない貸貸人は借借人の不払いリスクを保険することはできない。この条文は、大体、企業家である銀行の信用貸しの保護のためにあるようである。当然、借主は保険契約者にはなりえない。^{註16}

(12) 第 934 条 人保険契約の要素

① 人保険契約により、一方(保険者)は、他方(保険契約者)によって支払われる、契約により決められた報酬(保険料)に対して、保険契約者自身若しくは契約で指定されたその他の市民(被保険者)の生命若しくは健康への加害、一定の年齢の到達又は契約により定められたその他の出来事(保険事故)の生命への発生の場合に、契約により決められた金額(保険金額)を一度に若しくは定期的に支払う義務を負う。

保険金額受領の権利は、その者のために契約が締結された者に帰属する。

② 人保険契約は、もし契約で受益者として他の者が指定されなければ、被保険者のために締結されたものとみなされる。他の受益者が指定されていない契約のときの被保険者の死亡の場合には、被保険者の相続人が受益者と認められる。

被保険者でない者のための人保険契約は、被保険者でない保険契約者のためを含めて、被保険者の書面による同意をもってのみ締結されうる。かような同意のないときには、契約は、被保険者の訴訟により、この者の死亡の場合にはその相続人の訴訟により、無効と認められうる。

コメント

人保険における受益者は、わが国の生命保険における保険金受取人に当たる。第 934 条は、「保険業務の機関に関する法律」第 4 条が、保険事故の範囲を「保険契約者又は被保険者の生命、健康、労働能力及び年金保障と関係する財産的利益」と定めていたのを広げている。また、第 934 条は、保険事故の発生の場合に、受益者に保険金額を一度に支払う保険者の義務を、保険契約によって定める可能性を許している。

そして、第 931 条 4 項の物保険と異なり、何の制限もなく、受益者は直接に保険者に対して保険金額の支払いを請求しうることを第 934 条は定めている。^{註17}

5 保険契約の関係者

(1) 第 938 条 保険者

保険者として、関係種類の保険の実施のために許可(免許)を得ている法人が、保険契約を締結することができる。

保険機関が応じなければならない規準、その活動のライセンス交付の手続き及びこの活動に対する国家の監督の実施は、保険に関する法律により定められる。

コメント

保険者には法人のみがなりうる。このことは、「保険業務の機関に関する法律」第 6 条が定めている。そして、同条は、保険機関が、直接に自ら生産活動、商業仲介活動および銀行活動に従事することを禁じている。

なお、「保険業務の機関に関する法律」第 4 条 2 項は、外国保険者の不法な侵入からロシア保険市場を保護するために、保険はロシア連邦の領土上での保険活動実施の免許を有する法人のみが実施しうると定めているが、このことは、国際運送とくに輸入に重大な困難を来たすので、同条項は国際運送には適用されるべきではないといわれている。^{註18}

(2) 第 946 条 保険の秘密

保険者は、自己の職業活動の結果得られた、保険契約者、被保険者及び受益者に関する情報、並びに、これらの者の健康状態及び財産状態に関する情報を漏洩する権利を有しない。保険の秘密の侵害に対しては、保険者は、侵害された権利の種類及び侵害の性格いかんにより、本法第 139 条又は第 150 条に定められた規定に従い責任を負う。

コメント

第 946 条は、職務上および商業上の秘密に関する一般規定の特別の場合を定めている。保険契約者、受益者または被保険者に関するあらゆる情報が保険者の職

務上の秘密にされているのである。

なお、第 139 条は職務上および商業上の秘密について定め、第 150 条は個人および家庭の秘密について定めている。^{註19}

(3) 第 939 条 保険契約者及び受益者の保険契約による義務の履行

① 受益者のための保険契約の締結は、受益者が被保険者であるときも含めて、契約で別段の定めのないかぎり、又は、保険契約者の義務がその者のために契約が締結された者により履行されないかぎり、この契約による義務の履行から保険契約者を免除しない。

② 保険者は、受益者が被保険者であるときも含めて、物保険契約による保険金又は人保険契約による保険金額の支払いに関する受益者による請求の提出のときに、保険契約者に存在し保険契約者により履行されていない義務も加えて、保険契約による義務の履行を受益者に請求する権利を有する。

より早く履行されたはずの義務の不履行又は時機を失した履行のリスクは、受益者が負う。

コメント

第 939 条は、保険契約者と受益者との間の契約による義務の配分に関する一般規定である。1 項が、契約の締結のときに、ふつう保険契約者にある何らかの義務の履行を受益者に移す権利を当事者の一方に委ねているのは、非現実的であるといわれている。海上保険法第 200 条では、「他の者のための海上保険契約の締結の場合に、保険契約者は、この契約のすべての義務を負う。」と、保険契約者が全面的に義務を負っている。

2 項は、命令的な規定として公式化されている。受益者が保険金または保険金額の支払いを保険者に請求するためには、受益者の義務と保険契約者の義務がともに履行されていなければならないのである。^{註20}

(4) 第 955 条 被保険者の変更

① 加害に対する責任リスクの保険契約により(931条)保険契約者とは別の者の責任が保険された場合に、保険契約者は、契約で別段の定めがなければ、保険事

故の発生までのあらゆる時に、この者を他の者に変更する権利を有し、このことを書面で保険者に通知する。

② 人保険契約で指定された被保険者は、被保険者自身と保険者の同意をもってのみ、保険契約者により他の者に変更されうる。

コメント

第 955 条 2 項の規定は、保険リスクの程度の評価のために保険者の権利を定めている民法第 944 条および第 945 条（後述）の規定と矛盾するといわれている。責任が保険されている者の変更は、保険事故発生の確率に重大な影響を与えるかもしれないからである。^{註21}

(5) 第 956 条 受益者の変更

保険契約者は、保険契約で指定された受益者を他の者に変更する権利を有し、このことを書面で保険者に通知する。被保険者の同意をもって指定された人保険契約の受益者(934条2項)の変更は、被保険者の同意をもってのみ許される。

受益者は、保険契約による義務のうち何かを履行したか、又は、保険金若しくは保険金額の支払いに関する請求を保険者に提出した後では、他の者に変更されない。

コメント

保険契約による受益者の変更は請求権の譲渡である(民法382条1項)が、これに対する保険者の同意は民法第382条2項の規定により必要でない。しかし、人保険および物保険では、他の債権者(受益者)に権利の移動が行われたことについて保険者に書面で通知することが必要である。そして、人保険では、このほかに、保険契約の締結のときに被保険者の同意をもって指定された受益者を変更するためには、被保険者の同意が必要である。これらのことが遵守されていないときには、保険者は最初の受益者に義務を履行すればよい。^{註22}

(6) 第 963 条 保険契約者、受益者又は被保険者による保険事故の発生

① 本条2項及び3項で定められた場合を除き、もし保険事故が保険契約者、受益者又は被保険者の故意の結果発生するならば、保険者は、保険金又は保険金額の支払いを免除される。

保険契約者又は受益者の重大な不注意による保険事故の発生の際の、物保険契約による保険金支払いの保険者の免除の場合は法律により定められうる。

② もし損害がそれに対して責任のある者の過失により引き起こされるならば、保険者は、生命又は健康への加害に対する民事責任の保険契約による保険金の支払いを免除されない。

③ もし被保険者の死亡が自殺の結果起こり、この時までに保険契約がすでに少なくとも2年効力を有していたならば、保険者は、人保険契約により被保険者の死亡の場合に支払いをなすべき保険金額の支払いを免除されない。

コメント

市民の生命または健康への加害に対する民事責任保険の場合には、損害が保険契約者または責任が保険されている者自身の故意または重大な不注意によって引き起こされても、保険者は保険金を支払う義務を負う。しかし、保険者は、被害者へ保険金を支払った後に保険契約者または責任が保険されている者から損害を賠償させることができる。^{註23}

(7) 第964条 保険者の保険金及び保険金額支払いの免除の根拠

① 法律または保険契約で別段の定めがなければ、保険事故が次の結果発生した時、保険者は、保険金及び保険金額の支払いを免除される。

核爆発、放射線又は放射能汚染の影響。

軍事行動及び軍事演習又はその他の軍事処置。

市民戦争、あらゆる種類の民衆の騒擾又はストライキ。

② 物保険契約で別段の定めがなければ、保険者は、国家機関の命令による被保険財産の収用、没収、徴発、差押え又は破壊の結果発生した損害に対して、保険金

の支払いを免除される。

コメント

第964条で列挙された事態は、ロシアにおいても実際取引の慣行上、保険の標準規則から除外されている。このような事態の結果発生した保険事故による損害は、保険者の財政状態を著しく不安定にするからである。

第964条1項は物保険と人保険に適用されるが、2項は物保険にのみ適用される。なお、同条は任意規定である。^{註24}

(8) 第965条 損害賠償に対する保険契約者の権利の保険者への移転

① 物保険契約で別段の定めがなければ、保険金を支払った保険者に、支払われた金額の範囲内で、保険契約者(受益者)が保険の結果補償される損害に対して責任を負う者に対して有する請求権が移転する。しかし、故意に損害を引き起こした者に対する請求権の保険者への移転を除外する契約条項は、無効である。

② 保険者に移転した請求権は、保険契約者(受益者)と損害に対して責任を負う者との間の関係を規制する規定を遵守して、保険者により実現される。

③ 保険契約者(受益者)は、保険者に移転した請求権の保険者による実現のために必要な、すべての書類及び証拠を保険者に手渡し、かつ、すべての情報を保険者に通知する義務を負う。

④ もし保険契約者(受益者)が、保険者により補償される損害に対して責任を負う者に対する自己の請求権を放棄するか、又は、この権利の実現が保険契約者(受益者)の過失により不可能となったならば、保険者は、保険金の支払いを全額又は相応な部分免除され、余分に支払われた保険金の返還を請求する権利を有する。

コメント

旧ソ連邦民法の基礎第81条(旧ロシア民法389条)は、「物保険による保険金を支払った保険機関に、この金額の範囲内で、保険契約者(又は保険金を受け取るその他の者)が引き起こされた損害に対して責任を負

う者に対して有する請求権が移転する。」と定めていたが、第 965 条は、保険契約により補償された損害に対して責任のある者への保険者の請求という法的構成により、旧ソ連邦民法の基礎第 81 条とは根本的に異なるといわれている。

第 965 条 2 項の規定は任意規定であるから、実際では、保険者の請求権は、展覧会の陳列品、芸術作品の保険契約から除外されている。それらの物の損害の発生に責任のある者を確認することは困難または不可能だからである。

第 965 条 3 項にいう「情報」とは、たとえば、穀物の海上運送人の責任を追及するための穀物の中の塩化物の存在に関する情報などをいう。穀物の中の塩化物の存在は、船舶の過失により起こりうるべき海水による穀物の濡れを意味するからである。

第 965 条 4 項の規定は、保険者の請求権が契約によって除外されていない場合にかぎり適用される。^{註25}

(9) 第 945 条 保険リスクの評価に対する保険者の権利

① 物保険契約の締結の際に、保険者は、保険される財産の検査を行う権利を有し、かつ、必要の時にはその正価の決定のために鑑定を指示する権利を有する。

② 人保険契約の締結の際に、保険者は、保険される者の実際の健康状態の評価のために、その者の検査を行う権利を有する。

③ 本条に基づく保険者による保険リスクの評価は、別に証明する権利を有する保険契約者にとっては任意である。

コメント

船舶、飛行機、自動車、産業機械装置等の保険される財産の検査は、保険契約者によって提出された情報だけではリスクの程度に関して適応した結論を出すことが困難である時になされる。

人保険においては身体検査が実施される。さらに、リスクの程度の評価のために、保険者は、質問表に記入するように、また、医療カルテの謄本を提出するよ

うに保険契約者に要求する。^{註26}

6 保険契約

(1) 第 940 条 保険契約の形式

① 保険契約は、書面の形式で締結されなければならない。

書面の形式の不遵守は、強制国営保険 (969 条) の契約を除き、保険契約の無効を来たす。

② 保険契約は、一つの書類の作成 (434 条 2 項) 又は保険契約者の書面若しくは口頭の願い出に基づく、保険者により署名された保険証書 (証明書、証券、受領書) の、保険者による保険契約者への授与の方法で締結されうる。

後者の場合には、保険者により要求される条件で契約を締結する保険契約者の同意は、本項第一の段落で示された書類の保険者からの受領により確認される。

③ 保険者は、保険契約の締結の際に、保険者又は保険者連合により作成された、個々の種類の保険のための契約の標準書式 (保険証書) を適用する権利を有する。

コメント

書面の形式はすべての保険契約の有効要件となっているが、強制国営保険だけは、その大きな社会的重要性のために例外となっている。強制国営保険は法律およびその他の法令に基づいて実施されているため、市民は自動的に保険されるのである。

契約の規格に合った標準的な形式の保険証書は、書類のある仕事や商業計算を単純化し、財政機関、関税機関およびその他の機関との相互関係を簡単に行っている。^{註27}

(2) 第 941 条 一般保険証書による保険

① 一定の期間、同じ条件での同種類の財産 (商品、貨物等々) の異なるグループの体系的な保険は、保険契約者と保険者との合意により、一つの保険契約——一般保険証書——に基づいて実施される。

② 保険契約者は、一般保険証書の効力のもとにあ

る財産の各グループに関して、かような保険証書で決められた情報を、それに定められた期間内に、もしそれが定められていないならば情報の取得後直ちに、保険者に通知する義務を負う。保険契約者は、たとえばかような情報の取得の時までに、保険者により補償されるべき損害の可能性がすでになくなったとしても、この義務を免除されない。

③ 保険契約者の請求により、保険者は、一般保険証書の効力のもとにある財産の個々のグループの保険証書を交付する義務を負う。

保険証書の内容と一般保険証書が不一致の場合には、保険証書に優位が与えられる。

コメント

一般保険証書は物保険の契約で作られる。その任務は、当事者の相互関係を簡単にすることであり、その協力を発展させ強固にすることである、といわれている。一般保険証書は、保険カバーの非断絶性を保障するものである。

保険された財産に関する情報の提供は、保険者に対する保険契約者の無条件の義務である。損害発生の可能性がなくなった時でも、保険契約者は情報を伝える義務を負う。情報が故意に伝えられなかった財産については、保険者は保険補償を拒む権利を有する。

3 項は、一般保険証書に対して 1 回かぎり有効な保険証書の優先権を定めている。

保険契約は、ふつう、保険料の支払いの時にその効力を発するものであるが、一般保険証書による保険の場合には保険料の額を決めることが面倒であるので、契約の中に保険の効力の始まりに関する条項がないことが多い。それでも、保険は最初の荷おろしの時から効力を発するとされている。^{註28}

(3) 第 942 条 保険契約の本質的条件

① 保険契約者と保険者との間の物保険契約の締結の際に、次のことについて合意が達せられなければならない。

一 保険の目的である一定の財産又はその他の財産的

利益

二 出来事の発生に備えて保険が実施されるその出来事（保険事故）の性格

三 保険金額の額

四 契約の効力期間

② 保険契約者と保険者との間の人保険契約の締結の際に、次のことについて合意が達せられなければならない。

一 被保険者

二 被保険者の生命における出来事の発生に備えて保険が実施されるその出来事（保険事故）の性格

三 保険金額の額

四 契約の効力期間

コメント

第 942 条の諸条件について保険契約者と保険者間で合意がある時に保険契約が締結されたものとみなされる。したがって、もし当事者によって諸条件のうち一つでも合意されないならば、保険契約は締結されないものと認められる。

しかし、保険契約の中の本質的条件の一つの欠如は、もし当事者の一方がこのことを援用しないならば、契約を無効と認定するための根拠にはならない。この契約の欠陥は、付加条項の署名によって除去される。^{註 29}

(4) 第 943 条 保険規則における保険契約の条件の定め

① 保険契約が締結される条件は、保険者又は保険者連合により採用され、賛同され又は承認された関係種類の標準保険規則（保険規則）に定められうる。

② 保険規則に含まれており、保険契約（保険証書）の本文に加えられていない条件は、もし契約（保険証書）で直接にかような規則の適用が指示され、かつ、規則自体が契約（保険証書）に付属する一つの文書若しくはその裏面で記述されるか、又は、保険証書に添付されるならば、保険契約者（受益者）に対して拘束力がある。後者の場合には、契約の締結の際における

保険規則の保険契約者への授与が、契約における文書により確認されなければならない。

③ 保険契約の締結の際に、保険契約者及び保険者は、保険規則の個々の規定の修正又は削除及び規則の追加を取り決めることができる。

④ 保険契約者（受益者）は、自己の利益の保護のために、たとえこれらの規則が本条の故に自己にとって強制的でないとしても、保険契約（保険証書）の中に引用がある関係種類の保険規則を援用する権利を有する。

コメント

保険規則は保険条件の集大成であるといわれている。保険契約の文言の中における規則の参照指示および保険証書の中またはその裏面でのこれらの規則の記述は、保険契約の必須条件である。規則の文言は保険証書に添付されてもよい。

第 943 条 4 項は、保険契約の中に保険規則の引用がある場合に適用される。^{註30}

(5) 第 944 条 保険契約の締結の際に保険契約者により提供される情報

① 保険契約の締結の際に、保険契約者は、保険事故発生の確率及びその発生から起こりうべき損害（保険リスク）の大きさの算定のために重要な意義を有する、保険契約者に知られた諸事実を、もしそれらの事実が保険者に知られてなく、かつ、知られている筈がないならば、保険者に通知する義務を負う。保険契約（保険証書）の標準的な様式で、又は、その書面による質問で、保険者により予め明確に定められた事実は、あらゆる場合に重要と認められる。

② もし保険契約が保険者のある質問に対する保険契約者の回答の欠如のときに締結されるならば、保険者は、後になって、関係の諸事実が保険契約者により通知されなかったことに基づいて、契約の破棄又はその無効の認定を請求することはできない。

③ もし保険契約の締結後に、保険契約者が、本条 1 項に挙げられた事実について、保険者に明らかに虚

偽の情報を通知したことが確認されるならば、保険者は契約の無効の認定及び本法第 179 条 2 項に定められた結果の適用を請求する権利を有する。

もし保険契約者が秘匿していた事実がすでに消失したならば、保険者は保険契約の無効の認定を請求することはできない。

コメント

第 944 条 1 項は、保険契約の重要な条件に関する第 942 条 1 項の規定を具体化したものである。さらに、同条項は、保険事故の発生の確率および損害の大きさに関する情報の中に追加的条件を取り入れている。

事実が保険契約者に知られていないとき、重要でないとき、または、契約当事者に知られているときは、保険契約者に通知義務はない。

第 944 条 2 項は、1 項の規定を補充して、保険者にリスクに関する情報の請求および収集の負担を負わせている。

第 944 条 3 項は、詐欺のもとでなされた契約の無効に関する第 179 条の一般規定を具体化している。保険契約が無効と認められれば、保険者は保険金の支払いを免除される。^{註31}

(6) 第 957 条 保険契約の効力の始まり

① 保険契約は、契約で別段の定めがなければ、保険料の支払い又は第 1 回目のその払込みの時に効力を発する。

② 保険契約で定められた保険は、契約で保険の効力の始まりの別段の期日の定めがなければ、保険契約の効力発生後に生じた保険事故に及ぶ。

コメント

第 957 条 1 項は、保険契約の効力発生の時について一般的な規定を置いており、当事者は、それよりも遅い時を定める権利を有する。

2 項でも一般的な規定が定められ、それに従い、保険カバーは契約の効力の発生後に作用する。しかし、ここでも、当事者は保険カバーの作用の別の期日を定めることができる。^{註32}

(7) 第 958 条 保険契約の期限前の終了

① もし契約の効力の発生後に、保険事故発生の可能性がなくなり、保険リスクの存在が保険事故とは別の事態により消失したならば、保険契約は、契約で締結された期限の到来前に終了する。かような事態に、なかんずく、次のことが関係する。

保険事故の発生とは別の原因による被保険財産の滅失。

企業家リスク又はこの活動と関係する民事責任のリスクに保険をかけた者による企業家活動の所定の手続きでの終了。

② もし保険契約の破棄の時までに、保険事故発生の可能性が、本条 1 項に挙げられた事態によりなくならなかったならば、保険契約者（受益者）は、任意の時に保険契約を破棄する権利を有する。

③ 本条 1 項に挙げられた事態による保険契約の期限前の終了の際に、保険者は、その間保険の効力があつた期間に比例して、保険料の一部に対して権利を有する。

保険契約者（受益者）の保険契約の期限前の破棄の際には、保険者に支払われた保険料は、契約で別段の定めがなければ、返還することを要しない。

コメント

第 958 条 1 項は、保険の目的の欠如や保険利益の欠如などにより保険契約が期限前に終了する旨定めている。企業家活動の所定の手続きでの終了とは、保険契約者の再組織、清算または破産を意味する。

保険者による契約上の自己の義務の不履行の際には、保険契約者は、民法第 29 章の一般規定に従い契約を破棄する権利を有し、これによってもたらされた損害の補償を請求する権利を有する。^{註33}

(8) 第 959 条 保険契約の効力期間内における保険リスクの増大

① 物保険契約の効力の期間内に、保険契約者（受益者）は、契約の締結の際に保険者に通知した事実の中の、保険契約者が知るに至った重要な変化を、もしこ

れらの変化が保険リスクの増大に重大な影響を与えるかもしれないならば、保険者に遅滞なく通知する義務を負う。

保険契約（保険証書）及び保険契約者に手渡された保険規則の中で前もって定められていた変化は、重要なものと認められる。

② 保険リスクの増大をもたらす事実を通知された保険者は、保険契約の条件の修正又はリスクの増大に相応した追加の保険料の支払いを請求する権利を有する。

もし保険契約者（受益者）が、保険契約の条件の修正又は保険料の追加払いに反対するならば、保険者は、本法第 29 章に定められた規定に従い契約の破棄を請求する権利を有する。

③ 保険契約者又は受益者による本条 1 項に定められた義務の不履行の際には、保険者は、保険契約の破棄及び契約の破棄により被った損害の賠償を請求する権利を有する（453 条 5 項）。

④ もし保険リスクの増大をもたらした事実がすでになくなったならば、保険者は、保険契約の破棄を請求する権利を有しない。

⑤ 人保険においては、本条 2 項及び 3 項に挙げられた保険契約の効力の期間内の保険リスクの変化の結果は、ただもしそれが契約で直接に定められているならば、起こりうる。

コメント

保険で引き受けられるリスクにおけるすべての重要な変化を保険者に通知すべき保険契約者または受益者の義務は、無条件に履行されなければならない。情報の伝達のためには、最新式の迅速な通信手段が採用されなければならない。

保険者に情報を通知する義務は、契約の締結の際に保険者に通知された事実が変わったとき、そして、これらの変化が保険事故発生の確率に重要な影響を与えるときにのみ起こる。

なお、民法第 453 条 5 項は、「もし当事者の一人の契

約の重大な違反が契約の変更又は破棄の根拠となるならば、他の当事者は、契約の変更又は破棄により引き起こされた損害の賠償を請求する権利を有する。」と定めている。^{註34}

(9) 第 948 条 財産の保険価額に対する異議の禁止

保険契約で指定された財産の保険価額は、契約の締結前に保険リスクの評価のための自己の権利(945 条 1 項)を行使しなかった保険者がこの価額に関して故意に誤解させられた場合を除き、後になって異議を唱えられえない。

コメント

第 948 条は、物保険契約にのみ適用され、第 947 条に定められた手続きで決定された保険価額は、保険者による反論を許さず、保険契約者と受益者の利益を保護する。

しかし、保険者が財産の保険価額に関して故意に誤解させられたときには、例外として契約は無効と認められる。^{註35}

(10) 第 960 条 保険された財産に対する権利の他の者への移転

その人のために保険契約が締結された者から他の者への保険された財産に対する権利の移転の時に、この契約による権利及び義務は、本法第 235 条 2 項に示された理由による財産の強制収用及び所有権の放棄(236 条)の場合を除き、財産に対する権利が移転した者に移転する。

保険された財産に対する権利が移転した者は、このことを遅滞なく書面で保険者に通知しなければならない。

コメント

第 960 条は、もっぱら物保険契約に適用され、そして、受益者と、保険された財産に対する所有権、経済的管理または業務上の管理の権利を有する者が、一人に重なった場合にのみ適用される。

保険された財産に対する権利が移転した者がこのことを保険者に通知しなければならないのは、権利の移

転は保険事故発生の確率に影響を与えるかもしれないからである。

なお、第 235 条 2 項は、所有者の財産の強制収用の場合を列挙している。^{註36}

7 保険契約の内容

(1) 第 947 条 保険金額

① その金額の範囲内で保険者が物保険契約により保険金を支払う義務を負う、又は、保険者が人保険契約により支払う義務を負う金額(保険金額)は、本条により定められた規定に従い、保険契約者と保険者との合意により定められる。

② 財産又は企業家リスクの保険の際に、保険契約で別段の定めがなければ、保険金額は、その正価(保険価額)を超過してはならない。次のものは、かような価額とみなされる。

財産にあつては、保険契約締結の日のその存在場所におけるその正価。

企業家リスクにあつては、保険契約者が、予期するように、保険事故発生の際に被るかもしれない企業家活動による損害。

③ 人保険契約及び民事責任保険契約では、保険金額は当事者によりその判断で定められる。

コメント

物保険の保険金額は、財産の正価を超えてはならないという条件の下で、当事者の合意によって定められる。ここに正価とは財産の現実の価格のことである。

企業家リスクの保険では、保険価額の評価の際に、利益の平均的な標準、保険契約者の商取引の大きさ、商業活動のありうるべき中断期間等が考慮される。責任保険では保険金額の限度の指示のないものが普及しているそうであるが、かような場合にも、その金額と関係なく、実際に引き起こされた損害が保険金額とみなされている。^{註37}

(2) 第 954 条 保険料及び保険払込金

① 保険料は、保険契約者(受益者)が、保険契約

で定められた手続きで及び期間に、保険者に支払う義務を負う保険に対する支払いを意味する。

② 保険者は、保険契約により支払いを要する保険料の額の算定の際に、保険の目的及び保険リスクの性格を考慮して、保険金額の単位をもって徴収される保険料を算定する、保険者により作成された保険料金表を適用する権利を有する。

法律により定められた場合には、保険料の額は、国営保険監督機関により定められた又は規制される保険料金表により算定される。

③ もし保険契約により分割払いでの保険料の払込みが定められるならば、契約により当面の保険払込金の所定の期間内における未納の結果が決められうる。

④ もし保険事故が当面の保険払込金の支払い前に発生し、その払込みが遅滞しているならば、保険者は、支払いを要する、物保険契約による保険金又は人保険契約による保険金額の額の算定の際に、遅滞した保険払込金の金額を算入する権利を有する。

コメント

条文は、一括払いを「保険料」と、そして分割払いを「保険払込金」と表現している。

保険者は、保険カバーの広さ、保険金額の大きさ、全体としての保険会社および保険市場の過去における類似の保険の結果に関する統計資料、保険経理人の分析の結果に基づいて保険料を算定する。

「法律により定められた場合」とは、強制保険の場合をいう。強制保険では、国家保険監督機関が保険料率を定め規制する権利を有している。一方、任意保険では、保険者は独力で保険料率を定める権利を有する。

保険料の分割払いの時には、保険期間内における保険料の未払いが起こりうる。その時には、保険契約の当事者は、契約の破棄か、または、契約は有効のまま1日0.05%の遅延利息の支払いかの、いずれかを決定する権利を有する。^{註38}

(3) 第961条 保険事故発生の保険者への通知

① 物保険契約の保険契約者は、保険事故の発生を

知った後で、遅滞なくその発生を保険者又はその代理人に通知する義務を負う。もし契約により通知の期間及び(又は)方法が定められているならば、通知は、約定の期間内に、及び、契約で指示された方法でなされなければならない。

もし受益者が保険金の権利を行使するつもりでいるならば、同じ義務が、自己のための保険契約の締結を知っている受益者にある。

② 本条1項に定められた義務の不履行は、もし保険者が保険事故の発生を適時に認知していたということ、又は、保険者のこれについての情報の欠如が保険金を支払うその義務に影響しえなかったということが証明されないならば、保険者に保険金の支払いを拒絶する権利を与える。

③ 本条1項及び2項に定められた規定は、もし保険事故が被保険者の死亡又は健康損傷であるならば、それぞれ、人保険契約に適用される。この際、契約で決められる保険者への通知の期間は、30日よりも少なくあってはならない。

コメント

保険事故の発生を保険者に通知すべき保険契約者(受益者)の義務は、保険契約の基本条件の一つである。この通知に基づき、保険者は、損害減少のための緊急の手段を講ずることができる。

たとえば、保険者は、自己の手段によって財産の救出を保障したり、保険契約者に指示を与えて失った財産の捜索をしたり、あるいは、毀損した財産を有利な条件で販売するための助力を与えることができるのである。^{註39}

(4) 第962条 保険事故からの損害の減少義務

① 物保険契約で定められた保険事故の発生の際に、保険契約者は、起こりうる損害を減少させるために、発生した事態にとって合理的かつ安易な対策を講ずる義務を負う。

かような対策を講じながら、もし保険者の指示が保険契約者に伝えられるならば、保険契約者はそれに従

わなければならない。

② 保険者により補償されるべき損害の減少のための費用は、もしかような費用が不可欠だったか、又は、保険者の指示の履行のために生じたならば、たとえしかるべき対策が不成功と判明したとしても、保険者により補償されなければならない。

かような費用は、その他の損害の補償とともにそれが保険金額を超過するかもしれないことと関係なく、保険価額に対する保険金額の割合に比例して補償される。

③ 保険者は、保険契約者が、起こりうる損害を減少させるために、故意に合理的かつ安易な対策を講じなかったことの結果生じた損害の補償を免除される。

コメント

第 962 条 1 項の保険契約者の義務は、契約で定められているか否かに関係なく、強制的である。

損害減少のための対策は、保険事故発生の際に起こった事態に合理的でなければならず、すなわち、適応していなければならず、また、費用の点で、その減少のために義務が向けられた損害と釣り合っていないなければならない。財産の救出または保護のために不十分な対策を講ずると、保険金が減額される根拠となる。^{註 40}

40

8 その他

(1) 第 953 条 共同保険

保険の目的は、一つの保険契約で、数人の保険者により共同で保険されうる（共同保険）。もしかような契約で各々の保険者の権利及び義務が取り決められないならば、それらの者は、物保険契約による保険金又は人保険契約による保険金額の支払いに、保険契約者（受益者）に対して連帯して責任を負う。

コメント

共同保険は、旧ソ連邦の民法の基礎の規定の中に存在しなかった保険である。

共同保険は、保険契約者の主導で行われる場合と、

保険者の主導で行われる場合とがある。すなわち、共同保険は、保険契約者が一人の保険者の財力に不安を感じより確実なリスクの保障のために数人の保険者の間にリスクを分配する必要があるとき、または、大きな保険金額の故、保険者は自己の財政的安定の保障のためにリスクの一部を他の者にその者との連帯責任の条件で引き渡すときに行われる。後者の場合には、保険契約者の同意が必要である。共同保険は再保険に似ているが、本質的にそれとは異なる。^{註 41}

(2) 第 967 条 再保険

① 保険契約で保険者により引き受けられた保険金又は保険金額の支払いのリスクは、保険者により他の保険者（保険者たち）のもとで、その者との再保険契約の締結により、全部又は一部保険される。

② 再保険契約で別段の定めがなければ、再保険契約に、企業家リスクの保険に対して適用されるべき本章に定められた規定が適用される。その際、再保険契約を締結した保険契約（基本契約）の保険者は、この再保険契約で保険契約者とみなされる。

③ 再保険において、基本保険契約の保険者は、基本保険契約の保険契約者に対して、依然として、保険金又は保険金額の支払いの責任を負う。

④ 二個又は数個の再保険契約の逐次の締結が許される。

コメント

第 967 条の再保険の規定は、保険経営のリスクの保険を定めていて、旧ソ連邦の民法の基礎には存在しなかった注目すべき規定である。再保険契約は任意のものと同様のものがある。

再保険は、バランスのとれた保険の創造と保険経営の財政的安定のために、保険者が、保険で引き受けたリスクの全部又は一部を他の者（または数人の者）へ譲渡することを意味しているといわれている。^{註 42}

(3) 第 968 条 相互保険

① 市民及び法人は、相互の基盤で団結の方法で、この手段のために必要な相互保険会社で、本法第 929

条2項に挙げられた自己の財産及びその他の財産的利益を保険することができる。

② 相互保険会社は、自己の成員の財産及びその他の財産的利益の保険を実施し、非商業団体である。

相互保険会社の法的地位の特質及びその経営の条件は、本法に従い相互保険に関する法律により定められる。

③ 相互保険会社による自己の成員の財産及び財産的利益の保険は、もし会社の設立文書によりこれらの場合における保険契約の締結が定められていなければ、直接に成員により実施される。

本章に定められた規定は、相互保険に関する法律、関係会社の設立文書又は会社により定められた保険規則に別段の定めがなければ、相互保険会社とその成員との間の保険関係に適用される。

④ 相互保険の方法での強制保険の実施は、相互保険に関する法律で定められた場合に許される。

⑤ もし相互保険会社の成員でない者の利益の保険の経営がその設立文書により定められており、商業団体の形で組織された会社が、関係種類の保険の実施のための許可（免許）を有し、保険業務の機関に関する法律により定められたその他の要求に応ずるならば、相互保険会社は会社の成員でない者の利益の保険を保険者として実施することができる。

相互保険会社の成員でない者の利益の保険は、本章に定められた規定に従い、保険契約で会社により実施される。

コメント

第968条の相互保険の規定も旧ソ連邦民法の基礎に存在しなかった規定である。非商業団体の相互保険会社はロシア民法の承認するところで、団体法的形態で成立し活動することができる。この形態に最も適したものとして消費協同組合があげられている。

相互保険は、海上保険の領域で、なかんずく船体保険の領域で広く普及している。^{註43}

(4) 第970条 特別種類の保険への保険に関する一

般規定の適用

本章に定められた規定は、外国投資の非商業リスクの保険、海上保険、医療保険、銀行預金保険及び年金保険の取扱いに、これらの種類の保険に関する法律で別段の定めのないかぎり、適用される。

コメント

第970条の反対解釈により、五つの特別種類の保険に関する法律は、民法第48章の保険の規定と異なる規定を置くことができる。

外国投資の非商業リスクの保険には「ロシア共和国における外国投資について」の法律が、海上保険には商航海法が、医療保険には「ロシア連邦における市民の医療保険について」の法律が、銀行預金保険には「銀行に関する法律」が、そして、年金保険には強制保険についての「国家年金に関する法律」が存在する（年金の任意保険については民法934条が適用される）。^{註44}

9 おわりに

わずか5か条から成っていた旧ソ連邦の民法の基礎の保険法に比べ44か条から成る現行ロシア民法の保険法の方が、一見して優れているように思える。しかし、旧ソ連邦時代の保険法が5か条のみから成っていたとはいえ、それをベースに保険規則が数多く制定されていたから社会主義は十分に維持されていた。

旧ソ連邦時代の保険事業はすべて国家によって独占されていたので、保険は、租税のごとく、国民所得の再分配機能を果たしていた。とくにコルホーズ農業の保険がそうであった。旧ソ連邦は広大な国土を持ち様ざまな気候地域の中に入っていたので、旧ソ連邦の農業は、しばしば寒冷、湿潤、干ばつ等の天災により大きな被害を受けた。だが、コルホーズ農業の保険によってある地方のコルホーズ農業の不作が保護されたのである。コルホーズ農業の保険は旧ソ連邦時代の保険の出色だったように思える。^{註45}

それに対し、現行ロシア民法の保険法は、資本主義に不慣れなせい、他の条文や実際との間の不調和が

めだつ。とはいえ、現行ロシア保険法には旧ソ連邦時代には見られなかった規定が多々あり、とりわけ企業家リスクの保険からは資本主義の発展・維持のための考慮がうかがわれる。これからロシアの資本主義が発展するにつれて、ロシアの保険法も世界の先進資本主義諸国の保険法に伍する充実した保険法に発展するであろう。

[註]

- 註1 「ロシア連邦民法のコメンタール」(以後、前掲書と略記), p. 509, 1998
- 註2 前掲書, pp. 518-519 なお、拙著; 「ソビエトの責任保険」, 山口大学教養部紀要 13 卷, pp. 15-24, 1979 をご参照ください。
- 註3 前掲書, pp. 518-519 なお、拙著; 「強制乗客保険規則」, 山口大学教養部紀要 12 卷, pp. 29-31, 1978 をご参照ください。
- 註4 前掲書, p. 518, pp. 521-522
- 註5 前掲書, pp. 565-566
- 註6 前掲書, p. 510
- 註7 前掲書, p. 511
- 註8 前掲書, p. 512
- 註9 前掲書, p. 538 なお、旧ソ連邦時代の保険の第一リスクの制度については、拙著; 「任意家財保険規則」 「市民所有の運送手段の任意保険規則」, 山口大学教養部紀要 11 卷, p. 20, p. 25, 1977 をご参照ください。
- 註10 前掲書 pp. 538-539
- 註11 前掲書 pp. 539-540
- 註12 前掲書 pp. 540-541
- 註13 前掲書 p. 559
- 註14 前掲書 pp. 512-514
- 註15 前掲書 pp. 514-515
- 註16 前掲書 pp. 514-516
- 註17 前掲書 pp. 517-518
- 註18 前掲書 pp. 522-523
- 註19 前掲書 pp. 535-536

- 註20 前掲書 p. 525
- 註21 前掲書 p. 543
- 註22 前掲書 p. 544
- 註23 前掲書 pp. 553-554
- 註24 前掲書 pp. 554-555
- 註25 前掲書 pp. 556-558
- 註26 前掲書 p. 535
- 註27 前掲書 pp. 526-527
- 註28 前掲書 pp. 528-530
- 註29 前掲書 pp. 530-531
- 註30 前掲書 pp. 531-532
- 註31 前掲書 pp. 533-534
- 註32 前掲書 p. 545
- 註33 前掲書 pp. 546-547
- 註34 前掲書 pp. 547-548
- 註35 前掲書 pp. 537-538
- 註36 前掲書 p. 549
- 註37 前掲書 pp. 536-537
- 註38 前掲書 pp. 542-543
- 註39 前掲書 p. 550
- 註40 前掲書 pp. 551-552
- 註41 前掲書 pp. 541-542
- 註42 前掲書 pp. 560-561
- 註43 前掲書 pp. 563-564
- 註44 前掲書 pp. 566-568
- 註45 拙著; 「ソビエト保険の機能」, 生命保険文化研究所「所報」51号, pp. 95-96, 1980 をご参照ください。